主 文

原判決を破棄する。

本件を広島高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人錦織幸蔵の上告理由について。

問屋が委託の実行として売買をした場合に、右売買によりその相手方に対して権 利を取得するものは、問屋であつて委託者ではない。しかし、その権利は委託者の 計算において取得されたもので、これにつき実質的利益を有する者は委託者であり、 かつ、問屋は、その性質上、自己の名においてではあるが、他人のために物品の販 売または買入をなすを業とするものであることにかんがみれば、問屋の債権者は問 屋が委託の実行としてした売買により取得した権利についてまでも自己の債権の一 般的担保として期待すべきではないといわなければならない。されば、問屋が前記 権利を取得した後これを委託者に移転しない間に破産した場合においては、委託者 は右権利につき取戻権を行使しうるものと解するのが相当である。しかるところ、 原審の確定するところによれば、上告人は昭和三四年一〇月二一日D証券株式会社 に本件株式の買入委託をなしその代金として三一万円を預託し、D証券は、右委託 に基づき同年一二月一五日訴外E証券株式会社から本件株式を買い入れこれを保管 中、同三六年二月一七日破産宣告を受けるにいたつたというのであり、右の事実に よれば、委託者たる上告人は、被上告人に対し、本件株式につき取戻権を行使しう ると解するのが相当である。よつて、右と判断を異にし、原判示の理由のもとに上 告人は本件株式につき取戻権を行使しえないとした原審の判断、および右の前提に 立ち上告人主張の代償請求を排斥した原審の判断は違法であり、原判決はこの点に おいて破棄を免れない。そして、上告人主張の代償請求の当否を判断するためには、 なお審理をする必要があるから、右の点について審理をさせるため、本件を原審に

差し戻すのを相当と認める。

よつて、民訴法四〇七条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

誠			田	岩	裁判長裁判官
吾	Ė	謹	部	長	裁判官
郎	<u>-</u>	=	田	松	裁判官
郎	<u> </u>	健	隅	大	裁判官

裁判官入江俊郎は海外出張のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 岩 田 誠